

## 処理要領

### 1 表示板枚数調査

- (1) 甲が提供する縮尺 1,000 分の 1 の図面を基に、住居番号表示板及び町名板が欠落している建物を、別記処理要領記入例により図面に記入する。
- (2) 住居表示実施後、建物の増改築により現況の建物と図面が一致しない建物を発見した場合には、当該建物の測量等を行い、縮尺 1,000 分の 1 で、別記処理要領記入例により図面に正確に記入する。
- (3) 住居表示実施後、建物の取壊しがなされているものがあるので、このような現況を発見した場合には、別記処理要領記入例により図面から建物を削除する。
- (4) 図面に記入されていない建物を発見し、当該建物に住居番号表示板及び町名板がついている場合には、当該建物を測量し、縮尺 1,000 分の 1 で、別記処理要領記入例により図面に正確に記入する。
- (5) 図面に記入されていない建物を発見し、当該建物に住居番号表示板及び町名板が貼付されていない場合には、当該建物を測量し、縮尺 1,000 分の 1 で、別記処理要領記入例により図面に正確に記入し、甲へその旨報告する。
- (6) 表示板貼付箇所集計表、町名板及び住居番号表示板貼付箇所一覧表等により、(1) で調査した住居番号表示板及び町名板の欠落枚数を集計する。なお、欠落枚数と作成見込み数に差があるときは、甲と協議すること。
- (7) 街区表示板の取り付け場所についても確認を行い、欠落枚数と作成見込み数に差があるときは、甲と協議すること。

### 2 表示板の作成及び取付け作業

- (1) 街区表示板の作成  
街区表示板の枚数、材質、規格、色彩及び作成期限は、甲が指示するものとする。
- (2) 住居番号表示板及び町名板の作成  
住居番号表示板及び町名板の枚数、材質、規格、色彩及び作成期限は、

甲が指示するものとする。

(3) 街区表示板の除去

業務の実施区域内に取り付けてある街区表示板のうち破損又は汚損している街区表示板を除去する。なお、除去するときは、建物及び工作物を損傷しないように留意すること。誤って建物又は工作物に損傷を与えたときは、乙の責任において原状に回復すること。除去した街区表示板は、甲の指示する方法で乙の責任により処理すること。

(4) 街区表示板の取付け

街区表示板の取付けは、原則として街区四つ角の建物又は工作物とする。なお、取付けに当たり、取付け申請等の手続きが必要なときは、甲の係員に申し出ること。取付け位置は地上約1.6メートルの高さ且つ平らな面で、歩行者の見やすい場所とする。取付けに際し、必ず建物又は工作物の所有者又は関係者の了解を得ることとし、決してトラブルを起こさないように留意すること。また、甲の指示する接着剤を用い、容易に剥離しないよう入念に取り付けること。

(5) 住居番号表示板及び町名板の取付け

各建物の主要出入口、玄関、門柱等の見やすい場所に甲の指示する接着剤をもって取り付ける。取付けに際しては、居住者、所有者又は管理者の了解を得ることとし、決してトラブルを起こさないように留意すること。なお、居住者等が不在の場合、不在票と併せて住居番号表示板及び町名板をポストインすること。不在票の様式は甲の指定するものとする。

3 住居表示台帳及び副本の修正

1の(2)、(3)、(4)、(5)により修正した図面をもとに住居表示台帳(縮尺500分の1)及び副本(縮尺1,000分の1)の原図修正または原図のデータを作成し、データの修正を行うこと。

4 住居表示台帳の作成

(1) 住居表示台帳は、各町ごとに、規格はA1判、都市計画図を基礎として、縮尺500分の1で作成する。

台帳は、ポリエステルフィルムを使用して作成すること。データを作成した場合は、ポリエステルフィルムへの出力を行うこと。その際、台帳

同士のインクが写らないよう処理をすること。データは、PDF形式にし、台帳と合わせて納品すること。

(2) 原図のタイトルは、一葉ごとに実施年月日、市民サービス課庶務係、町名、縮尺を表示し、ビニール製の袋に収める。

(3) 原図の表示事項

街区符号、基礎番号、住居番号、建物、道路、軌道、河川、水路、崖、堀及び方位

5 住居表示台帳副本の作成

住居表示台帳の原図をもとに縮小作成し、ビニール製の袋に収める。ポリエステルフィルムを使用、規格はA3判、縮尺1,000分の1とする。

6 住居表示台帳（記載用）の作成

住居表示台帳副本の写し（A3判、上質紙、厚口）を製本したものを2部作成する。